

令和4年度入学者選抜における新型コロナウイルス感染症に関する対応について(第一版)

東京都教育委員会は、東京都立高等学校入学者選抜の新型コロナウイルス感染症対策として、推薦に基づく選抜をはじめ、全ての選抜において下記の対応を行いますので、御理解と御協力をお願いします。

生徒の皆さんには、下記に示すとおり複数の受検機会が設定されていますので、体調管理に努めて安心して準備を進めるようお話ください。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等により、対応に変更・追加が生じる可能性があることに御留意いただき、東京都教育委員会及び各都立高等学校のホームページを、適宜御確認いただくとともに、中学校からの連絡等に従ってください。

記

1 感染が疑われる者等への対応

(1) 新型コロナウイルス感染症に感染している者の扱い

検査日に新型コロナウイルス感染症に感染している者については、当該検査日に受検することはできません。次のアからエまでの複数回ある受検機会を活用してください。

ア 推荐に基づく選抜を受検することができない場合、第一次募集・分割前期募集等を受検してください。
イ 第一次募集を受検することができない場合、令和4年度東京都立高等学校入学者選抜実施要綱(以下「実施要綱」という。)第7に定めるインフルエンザ等学校感染症の患者等に対する追検査を受検することができます。

ウ 分割前期募集を受検することができない場合、分割後期募集を受検してください。

エ イ又はウも受検することができない場合、追々検査を受検することができます。

※ イの追検査及びエの追々検査の申請方法など、詳細については中学校に御確認ください。

(2) 発熱のある受検者の扱い

登校時に受検者の体温を、サーモグラフィ及び必要に応じて高等学校所有の腋窩体温計により測ります。

発熱がみられる場合、以下の対応となります。

ア 37度以上37.5度未満の発熱がある場合、(1)に掲げる別の検査の受検を促します。

なお、当日の受検を希望する場合は、別室による受検とします。

また、受検に当たっては、本項に該当する他の者と同室受検となる場合があります。あらかじめ御承知おきください。

イ 37.5度以上の発熱がある場合は、受検することはできません。(1)に掲げる別の検査を受検してください。

※ 37.5度以上の発熱があり受検することができない場合は、保護者等と共に帰宅することとなりますので、高等学校と連絡を取ることができるよう御協力ください。

(3) 保健所により濃厚接触者とされた受検者の扱い

原則、受検することはできません。ただし、濃厚接触者として健康観察や外出自粛を要請されている者でも、以下のアからエまでの全ての条件を満たす場合は、受検を認めます。B.1.1.529系統(オミクロン株)への感染が確定した患者等の濃厚接触者で、受検のため、宿泊施設等からの外出が認められている者も同じ対応となります。

ア 保健所が紹介した医療機関において、医師の診断により行われるPCR検査(行政検査)の結果、陰性であること。

※ 医師の診断を伴わない検査のみを実施する検査機関の結果では要件を満たしません。

※ 検査結果が判明するまでの期間は受検できません。

イ 受検当日も無症状であること。

ウ 電車、バス、航空機(国内線)、旅客船などの公共交通機関を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて検査会場に行くこと。

※ 自家用車又はタクシー等の車両を利用する場合には、中学校に相談・報告してください。中学校を経由して高等学校に提出する措置申請書に、車両を利用する旨記載していただきます。

利用できるタクシー等には条件があり、個人で手配することとなりますが、手配が難しい場合については、文部科学省の相談窓口（https://www.mext.go.jp/nyushi/mext_01741.html）を御利用ください。

〔利用できるタクシー等の条件〕

- ① 業界団体が策定した感染対策ガイドライン等に基づき、感染対策を講じている車両等を利用すること（例：マスク着用、アクリル板やビニールカーテン等の飛沫対策、換気、助手席に座らないこと 等）。
- ② 利用車両等が特定できるよう、行政検査が陰性・無症状である濃厚接触者であることを告げた上で、予約を行い、他の乗客と乗り合わせせずに利用すること（流しのタクシーは利用しないこと）。

エ 終日、別室で受検すること。

なお、受検を希望する場合は、受検する学校に対し、中学校長から事故や病気等による学力検査等実施上の措置申請書（実施要綱様式26）により、別室における受検を申請してください。

そのため、濃厚接触者とされた受検者は、事前に中学校と十分な確認をお願いします。既に中学校を卒業した受検者については、志願する都立高等学校に直接申請することとなりますので、御注意ください。

また、受検に当たっては、本項に該当する他の者と同室受検となる場合があります。あらかじめ御承知おきください。

2 検査実施上の注意

(1) 受検者は、常に不織布マスクを正しく着用するとともに、予備の不織布マスクも持参してください。フェイスシールド又はマウスシールドの着用のみでは受検することはできません。

なお、感覚過敏等により不織布マスクの着用が困難な場合、受検する学校に対し、中学校長から事故や病気等による学力検査等実施上の措置申請書（実施要綱様式26）により別室における受検を申請してください。

(2) 受検者は、入校する際にサーモグラフィによる検温を必ず行います。検温がスムーズに進むよう、受検者は防寒着を脱がずに入校してください。

なお、平熱が37度以上の受検者は、中学校長による証明書（様式任意）を検温の時に提出してください（別室とはせず、通常の検査教室での受検となります。ただし、検温時の熱が37.5度以上の場合は受検することはできません。）。

(3) 濃厚接触者とされた受検者は、入校する際に特別措置申請者受付に行き、担当者の指示に従ってください。

(4) 教室の出入口に速乾性アルコール製剤等を設置しますので、入退室を行うごとに手指消毒を行ってください。

(5) 検査会場内の換気時に窓の開放等を行うため、寒くないように防寒着などを持参してください。検査時間中及び休み時間中も、防寒着を着用しても差し支えありません。

(6) 検査前の出欠確認時には、不織布マスクを一度外してからの本人確認を行います。監督者の指示に従ってください。

(7) 休憩時間にトイレに行く際は、密を避けるため、監督者が順番に案内しますので、指示に従ってください。

また、手洗い後に使用するハンカチ、ハンドタオル等は各自持参してください。

(8) 休憩時間等は、他者との会話を控えてください。

(9) 昼食時、会話せずに自席で前を向いて食事をとってください。また、昼食後は速やかに不織布マスクを着用してください。

(10) 水分を補給するための飲料水などは、必ず持参してください。学校内の冷水器は使用できません。

(11) 検査終了後、検査会場からの退出は、監督者からの指示に従ってください。

3 東京都教育委員会 受験総合相談窓口

東京都教育委員会においても、受験総合相談窓口を設置しましたので、新型コロナウイルス感染症に関連した受検への不安等がある場合は、お電話で御相談ください。

東京都教育委員会 受験総合相談窓口 電話番号 03(5320)7087

受付時間 午前9時から午後8時まで（土日、祝日含む。）

https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/press/press_release/2022/release20220113_03.html